

鳥取県教育委員会告示第22号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定を解除するので、同条第2項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

彫刻の部

名称	員数	所在の場所
木造蔵王権現立像	1 軀	東伯郡三朝町大字三徳1013 正善院